

小型特殊自動車に該当する フォークリフトなどをお持ちの方へ

◎小型特殊自動車に該当する「フォークリフト」などは、

軽自動車税が課税されます。(申告必要)

×固定資産税(償却資産)は課税されません

軽自動車税の申告をして

ナンバープレートの交付を受けてください

Q 1 エ場内でしか使わない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなくてはならないの？

A 1 軽自動車税は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。
所有している場合は必ず申告してください。(使用していなくても課税されます)

Q 2 小型特殊自動車には、フォークリフト以外にどんな車両があるの？

A 2 ショベルローダー、タイヤローラー、グレーダ、アスファルトフィニシャ、
ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などがあります。

Q 3 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

A 3 ①車両の長さ4.7m以下 ②車両の幅1.7m以下
③車両の高さ2.8m以下 ④最高速度15km/h以下
①～④の全ての要件の範囲内であれば小型特殊。それ以外は大型特殊になります。

Q 4 税額はいくらですか？申告はどこにするの？

A 4 税額は市町村によって異なります。
申告は、小型特殊自動車がある市町村の税務担当部署で受け付けていますので、
税額や申告の際の必要書類など、詳しくお問い合わせください

※上記の小型特殊自動車の要件を満たさない場合は、大型特殊自動車に該当します。事業用資産の場合は、固定資産税(償却資産)の対象となりますので、必ず申告等の手続きをお願いします

問合先：紀美野町役場 税務課

電話：073-489-5905